

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年7月8日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年7月8日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	議会事務局理事	富永正彦
参事	森本陽子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会運営に関する申し合わせ（先例集）の見直しについて
- (2) 所管事務調査について
- (3) その他

開 会 9時30分

閉 会 11時45分

○委員長（岩永政則委員）

それでは皆さん、おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開催をしております。本日も長与町議会の運営に関する基準についてを議題としてまいります。前回は会規の17、修正の動議まで終了いたしましたので、今度は会規の18、秘密会の動議から検討していきたいと思っております。会議規則の18条には秘密会の動議として「秘密会の動議は所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない」と、ただこれだけ謳っておりますので、基準としてどういうものが必要なのかということが今回示しております3点、事前に配布をしておりますから何か問題点があれば出していただきたいというふうに思います。1項については法第115条に特別議決が謳ってあるものを、敢えてここにあるようでございます。何かございませんか。3点本当に必要なのかと。事務局から何かありますか。ちなみに時津を見ても全く無いようです。ただもう会議規則にあるだけの話のようですね。入れる必要がありますかね。そのまま。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは入れるように。また最後までいきましてから、それぞれまた再度検討の余地があるところでは再度、お互い出し合っただけであればというふうに思います。それでは会規18については、そのまま入れるということで決定をいたします。次に会議規則の19、先議動議の措置ということで、会議規則については「他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。但し出席委員議員2人以上から異議あるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める」という規定でございます。それ以外にこの8項目が必要であるということで、事務局は提示をしておりますけども、これについて皆さん方の意見を求めます。ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

じゃあ会規20ですね。事件の撤回又は訂正及び動議の撤回、会規20条は2項にわたって規定がされております。それに8項目、基準に入れるということなんですけども、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

3項と云えばいいのか、「開会前の事件の撤回は、議長又は議会の許可を要しない。ただし予定議案配布後の撤回については、議長は事実上の問題として議場外において議員に通知しなければならない」、この「議場外」というのがどういう意味なのかなって、そこがよく分からないんですけども、ちょっと説明していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

開会前の事件の撤回ですから、まだ開会されていない状態のことを指しております。当然上程をされてないということですから、その撤回については許可を要しないと。これは当たり前だと思っております。それとただし書きの予定議案配付、予定議案を皆さんに

3日前ぐらいに配布してありますが、皆さんにお渡しをしてしまったあとに撤回が出てきた場合、実際会期前ですから自由に撤回はできると。しかし皆さんは予定議案を持って帰ってしまっているということですから、例えば議案何号は撤回されたということは、事実上の問題として皆さんにお伝えする必要があるだろうと。議場では当然上程されませんから、議場外で説明するというのを明記した方が良いということで書いております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

敢えて「議場外」って入れないといけないというところがどうなのかなと思います。例えば「議員に通知しなければならない」だけでも基本的に通じるんですね。議会前ですから必ず通知すると。「議場外」って入れるとなんかこう議場に招集じゃなくて、例えば会議室に招集してそこで通知するみたいな雰囲気ちょっと取ってしまうんですけども、敢えて入れたほうが良いっていうのが分かればですね、お願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

敢えて「議場外」を入れておるのは、この文言がなければ議場内で通知って逆に勘違いされかねないということで、敢えて「議場外」と確定するために入れさせていただいております。そのままいくと議場で通知するというふうに勘違いが生じるかもしれないということでの明文化でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議案配布後の撤回についてはということで、配布後の撤回については議案自体を取り替えるわけでしょう。差し替えをするわけでしょう。無くなったもので議案書が作られるでしょう。議案番号ずれますから。だからそういった場合に議長が議場外で通知をするようなタイミングが出てくるのかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

撤回ですから、予定されとった議案からどこかが抜ける、撤回されるという形になりますよね。皆さんは待つて帰ったまんま当日まで来ないっていう状況になります。ですから、それがもう前の日になるのか、2日前になるのか分かりませんが、例えば議案10号が撤回になったと。もちろんその場合事務局に先にその情報は入ってきます。そのときに議長には当然連絡しますが、そしたら恐らく全議員に連絡をしてくれという形に

なると思います。我々が連絡する形になると思いますが、それが「議長が議場外において通知する。」それを事務局がすることになると思います。前日ですね。もしくは最悪一番遅ければ当日の朝になるかもしれません。そのときに議案番号がどうなるか、そういうところについても執行側との調整が当然必要になってきますけども、多分繰り上がって番号が変わる可能性が出てくるというふうなことも含めて、事前に皆さんにはできるだけ早いうちに通知をした方がいいだろうということでの条文でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。これちなみに事務局に聞きますけども、どこかの市町を参考にしてこうしたんですかね。時津を見るとたった2項目しかないわけですよ。何か、例えば、我々委員にですね、これをぼんと示してですね。どっかの事例がこうですというものの参考資料に配布しながら説明をしていくと分かりやすいですね。ところが、ややもすると事務局の事務処理提要的なものまで入れとるような感じもするんですけど何かを参考にこれを作られたんですかね。近隣とか。時津は2項目しかないわけですよ。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

前回も少し説明はさせていただいておりますけども、よそのやつも見はしますが、基本的には長与オリジナルの条文でございます。よそにあったから真似するとかそういうことではなくて、例えば今回の事件の撤回という項目の中で、いろんなパターンが想定をされるというところで、例えば今の話にしても、「開会前の事件の撤回は許可を要しない」というのがもちろんですけども、予定議案が配付されたあとは皆さんに連絡はせんといかんだらうと。それを要らないということであれば消してもらって結構だと、そういうことをこの議運で決定していただければということ考えています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そういうことですね。必携の基準が示されておりますが、時津はこの基準に示されたとおりの2項目だけしか記載はしてないと。それは皆様理解して、御案内をいただきたいというふうに思います。基準どおりに時津はされとるということです。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、委員長の方から時津町の基準のお話が出ましたけど、時津町も今この基準を見直すということで着手されてるということでございますので、見直しによってどうなるかはまだ分からないところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そういう状況のようでございますから、参考にしながらしていただきたいと思いますが、ほかに意見はございませんか。いいですか。ほかの方ないですかね。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは会規20については、このままで決定をしていきたいと思っております。

次に第3章議事日程、会規21ですね。会議規則の21条も見ながら検討いただきたいと思います。5項目、規定しようとしております。意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

5項の文言で「町長の改選後最初の議会においては町長の所信表明を求めるものとする」というふうになってる。これは求めるものなんですかね。町長がしたいと、そういうふうには、これはあくまでも議会側が所信表明をしてくださって要請してるような文言になるかなと思うんですよね。あるいは求めないとならないものなのか。そこが私もよく分からないですよね。求めて初めて、じゃあやみましょうというふうな形なのか。それとも町長が改選後の初の議会なんで所信表明をさせてくださいというふうに来てるものなのか。僕は後者の方かなと。町長の所信表明を、こういう町政運営をしたいというのは表明するものではないから。求めるものという表現がどうなのかなと、ちょっとここも解釈がどう解釈していいのか、お願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

こちらは説明の方にも書いておりますが、現行の申し合わせにある文章でございます。現行申し合わせの会規39議案等の説明、質疑というところで、町長の提案説明という中に施政方針と所信表明を求めるということで書いてございまして、それを、これはもう議案の説明じゃないだろうと。これはあくまでも日程上の問題で、日程の項目に入れるべきだということでこちらに移設を事務局の方でしたものでございます。施政方針も所信表明も町長が積極的に自らするものかどうかっていうところについては私もどうも分かりませんが、議会としては、町長にすべきだということでの「求める」という表現も、おかしくはないのかなということでは感じております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

理解するところもあるんですけども、そういう手続きがとられてないとなると、しない可能性もあるかもしれないですね。これが出てくるとですね。町長側は議会からは何も求められていませんよってなると。こういう表現があると非常にそういう軋轢を生みかねないのかなっていう気もしないでもないですね。当然やるものだと、特に施政方針なんか当初予算のあり方で議案の中身に入ってくる部分もあると思うんで、求めるという表現が果たして適切かどうかというのがちょっと悩むところですね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

現状どうなっているんですか。町長から申し入れがあつて「発言を求めます」って言い方になっているのか、発言の申し出があつていまして許しますっていう言い方になつたのかどちらになっているんですかね。現状どうなっているのか。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

議長口述の方は「求めます」と言ってます。ただ事実上、今までの慣例の中で最初の3月議会では施政方針を述べて、選挙で上がってきたときには所信表明をしてもらうという慣例が残つて、今やっているという形ですから、口述書は当然そう書いてます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

現状でやってる通りの表現に合わせていいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

委員長から確認なんですが、12ページ見出しの下から3段目に会規39、町長の説明についてというところに、最後の行に「所信表明を求める」ということで、この辺り河野委員が指摘をされる面も多々あると思いますけども、今まではこれでしてきたということで口述書もそれになってきたという経過のようですので、それを了とするならば、この表現は了とされていいんじゃないかというふうには思いますね。何かあれば、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

手続き上、所信表明を求めますという事前の手続きを今のところしてないみたいですね、慣例的になつていう話なんで求めるならばそういう手続きをせんばいかんちゃんかかなくなつていうふうにですね、事前にやっぱり。議会運営上求める手続きがされてない中で、突然議長が「求めます」と言われても、原稿も何も用意してませんよというふうに言われかねない状況もあるわけですから、求めるってしとるならば手続き上やっぱり「所信表明を求めます」「施政方針を求めます」というふうにしとく準備が必要になつていう気はします。そこは検討していただければなと思いますね。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、御説明したように、現行申し合わせで今まで町長側もやってきてるということで、そのまま原文を載せております。皆さんで決めていただくこととなりますけども、町長の所信表明を求めるっていう「求める」を「行うもの」とかですね、そういう形に変えることは可能かということで考えてます。ただ「行う」と向こうに義務付けをするということになってくると、議会側が勝手に決めたということになりかねないし、当然町長

側との調整もつけていく必要があるので、議会側は求めますから町長は用意してくださいという形で十分いけるんじゃないかなということでは考えます。これはあくまでも議会の基準なんで、議会は求めるんだと。求めるけどせんらせんで、そのときにまたそこでいろんな軋轢といいますか、問題になるので、求めますよということが分かれば、これまでどおりやられるんじゃないかなということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

法的に施政方針とか、所信表明をしなきゃいけないとか、そういうものはないという理解でいいんですかね。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

法的にそれを議会にしなければならぬというものも明文化されたものはございません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

はい、それでは会規21につきましてはいいですかね。このまま1から5項目。

（「異議なし」の声あり）

それでは引き続き、会規22日程の順序変更及び追加について御意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

いいですか。はい、それでは次に行きたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

それでは23につきましては、このとおり決定させていただきます。

次に会規24、延会の場合の議事日程。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

会規24の延会の場合の議事日程でございますが、お配りの右側にも説明を赤字でさせていただいております。事件の内容によっては後回しにした方がいい場合も想定されるということで1と2は基本的に相反する内容なんですね。1は議長の専権だと言ってしまふ。2は延会したときの事件は原則としてほかの事件よりも先に次の会議の議事日程に記載をするという書き方が必携に2パターンあるんですね。ここは相反するということで、いずれにしても議事日程そのものは議長権限ですから1の議長の専権事項ということで問題ないのかなと思ってます。ただ議員必携の中に「延会したときの事件は他の事件に先行して次の会議の議事日程に記載する」という文言が両方、2パターンございますので、どちらかの一つに選択すべきだということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。ありませんかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

規則の24条を読めば非常に分かりやすいんですが、提案の会規24で非常に分かりにくくなった感じがするんですけど。規則だけでだめなんじゃないかな。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今の浦川委員の御意見のように会議規則で十分だということであれば、必要なということまで削っていただけて結構でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そもそも、この延会はどういう場合が想定されるのか。会議規則の方を見ても、議案を審査して委員会付託になって委員会で結論が出なかったということで継続審査と考えるのか、どういう場合が延会の場合というふうな形で想定されるのか、改めて説明していただければと思うんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今見ていただいているA3の紙で、今会規24の話をしてます。会規25を見ていただくとそこに延会の説明をしていますが「議事が終わらないのに閉議するとき」が延会になるという形になりますから、イメージをするならば、毎日の議事日程で今日は日程1から20までありますと。ずっと流れていきよる途中で20まで行き着かずに、本日の会議が閉じられたときに延会になるという形でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今の説明で、確かに浦川委員が言われた会議規則の方が非常に分かりやすいですね。これは議長の専権事項で日程を定めなければならないというふうに会議規則も明確にしていますので。敢えてこの2項を入れることで、じゃどうしたらいいのかなと、ちょっと悩んでしまうところが出てきますよね。議長の専権事項だけ入れとけば、いろいろ迷わないのかなという気もせんでもないですね。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、意見ありませんか。いいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。会規24につきましては、このまま

とするとということで決定していきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それではそのとおり決定されました。

次に会規 25、日程の終了及び延会について、何か御意見ございませんか。

それでは御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは引き続き会規 26、選挙の宣告の項につきまして御意見を伺いたと思います。ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会規 26 につきましてはこのまま決定といたします。

会規 27 についてはありません。会規 28 「議場の出入口の閉鎖は、議長、臨時議長の指示により施錠して行う」ということが必要だということです。御意見ありませんか

（「異議なし」の声あり）

それでは 28 につきましては、この通り決定とさせていただきます。

次に会規 29、投票用紙の配付及び投票箱の点検、2 項目ですね。「投票用紙の配付は議場の出入口閉鎖の後、議長の指示により行う」「投票箱の点検は投票箱に異常の無いことを議員及び議長（臨時議長）に見せて行う」ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではこの通り決定とさせていただきます。

次に会規 30、投票。「投票は議席番号の順に行い議長（臨時議長）は議長席から最後に投票する」「投票は、議員が自書し、議員自らが投票箱に投入して議席に復する」いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは会規 30 につきましてもこのままいきます。

会規 31 は投票の終了についてはないですね。会規 32 開票及び投票の効力。2 項目あります。2 人以上の立会人という会議規則の中のものを、年長議員から 2 名という具体的な謳い方をしてあると。それから五十音順というもの。事務局職員が立会人の面前において行い、ということですね。いいですか。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

会規 32 の立会人の選出で「五十音順の最初と最後」というのが、これまでの申し合わせに載ってる形になります。まず原則は「立会人は年長から 2 人指名する」で、一般選挙後最初の会議、初議会のときだけが五十音順の最初と最後という申し合わせに現行になっておまして、この五十音順の最初と最後にした理由というのがちょっとよく分からないんですけども、議員必携の運営基準なり、よその基準とか申し合わせを見ると、ほとんど議席順とされている所が多くて、事務局側とすればシンプルに議席順で特に何

も問題は無いというふうに考えるんですけど、その辺いかがかなということ考えています。今回の初議会のときは安部さんと吉岡さんにいただいたような形ですよ。それを議席順と、例えば初議会ですから議長選挙、副議長選挙のときには仮議席で五十音順に並んで座ってますけども、それを1番2番で何か不都合があるか。別に問題無いだろうということでは考えてはいるんですけど。五十音順にこだわるかどうかというところかなということで、これまでどおりでいいということであれば別にいいんですけど、その辺りちょっと御検討いただければということ考えています。補足ですけども一般的に、うちの議会において投票における表決というのはほとんどされてきておりません。過去ですね。投票が行われるのは議長選挙、副議長選挙なんですけども、その場合に現行今、所信表明という形をとって、人から言われるのは所信表明をした人間が立会人になるのはどうかということもございます。ただ、前も何かでお話ししたかと思えますけども、所信表明の有無に関わらず全員が選挙人であり被選挙人という建前でいけば、だれが立会人をやってもおかしくはないんですね。結果論ですけども例えば所信表明をした人間から立会人を外すのかどうか。そこも含めて検討していただきたいということで、正副議長選挙の場合ですね。この辺もちょっと検討していただければと。議席順ということであれば何も考えずにいいんですけども、立会人を入れるのか入れないのか。立会人に所信表明をした人間はさせるかさせないかっていうところも一緒に考えていただければというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

まず富永理事が最初におっしゃった議席順でもいいんじゃないかっていうことで、私もその方が、議席順というのが当選回数によって最初と最後の方になっていきますよね、今の状況でいくと。だから、あいうえお順にこだわらなくてもいいと思うのと、仮議席だとあいうえお順でもと思うんですけど、仮議席だったらあいうえお順ですよ。だからさっき言われたことは同じことなのかなっていうふうに思ったんですね。それと、そのあとに追加しておっしゃったことが、まさに違和感を、別に所信表明をしなくても立候補する権利は全員にあるというのは分かるんですけども、何となく見ていて、今回でいえば副議長に立候補された方が、字で誰が書いたっていうのは分からないかもしれないですけども立会に行くっていうのが一般的にですよ。別に法律に何の問題もないというのは分かっているんですけども、そこなのかなっていうふうに感じました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

2つですね。今出てきましたですね。立会人が最初と最後ということは、改選後の初めての選挙ですから、全く今まで経験が無い初心の人と何期もした最後のですね、そういう意味の最初と最後というものがあつたのかなというふうに私は理解をしてたんですけども、その辺りをこのままいくかですね、あるいはその順番でですね。議席番号でい

くかということのですね。この辺りははっきりしていきましようか。どうしましよう。意見ありませんか。それから所信表明をする人が立会人になるかならないかと。先程中村議員が言われたような違和感は感じますね、誰しもね。感じないですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

見てる側としてはですね。立候補して開票立会までするのかっていうふうな形になりますけど、理事からの説明もありましたように立候補しなくてもなる可能性があるわけです。立候補してない人が立会人になって当選しましたという場合も出てくる可能性があるわけですね。それはまたもの凄く違和感があるやろうと、所信表明もしたらんと立会人について当選してるというのがね。これはもうどうしようもないですよ。判断しようがないからですよ。制度上そういうふうになってるんで。やむを得ない対応かなど。所信表明もどれだけするか分からないわけですね。みんなする可能性も出てくるわけですね。皆、立候補というのはできるわけですからね。それはあまり考えられませんが、そういうのを考えると今の状況で立会人はこういう事情だからっていうふうな形で納得してもらえかなっていう気がしないでもないかなと思うんですね。選択しようがないというかですね。違う形でつくればまたそこもいろんな課題が出てきそうな感じもしますんでですね。現行でいいのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

お聞きします。これは議員でないとだめですかね、立会人は。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

現行の会議規則32条の2項、「立会人は議長が議員の中から指名する」ということがございまして、今回は会議規則をいじることじゃなくて会議規則の補完を作ろうということですので、会議規則上、議員の中から指名ということになってございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、そのままでもいいでしょうか。何か特別に異論はありませんかね。

（「異議なし」の声あり）

それでは、32につきましては1、2、そのままですね。挿入するということで決定をさせていただきます。

ちょうど1時間経過しましたので、10分間休憩をいたします。

（休憩 10時28分～10時40分）

○委員長（岩永政則委員）

時間がまいりましたので、ただいまから委員会を再開いたします。それでは引き続き

会規 33、選挙結果の報告に入ってまいりたいと思います。何か御意見ございませんか。
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

33条の「議長は」というところは臨時議長のことを指しているんですよね。私はそういうふうに理解するんですけども、もしそうであればですね。その方が立候補して当選した場合に33条の2項ですね。「議長は当選人に当選の旨を告知しなければならない」というのがあるんですが、そこら辺のときの対応をこっちにまとめるべきじゃないかなというふうな感じをしておるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。33につきましては、ほかにご覧いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃあ1から4までですね、このままと決定をさせていただきます。

次に、会規則34、35につきましては別に無いということです。皆さん方からは入るべきだというのは何かございませんか。それではそのまま参ります。

第5章、会規36、議題の宣告は何も無いということですね。

それから会規37、一括議題につきましては1項だけ挿入するという事です。「一括議題は議案上程にかかる提案理由説明及び各委員会報告を能率的に行うことを目的に議長が宣告して行う。ただし、質疑、討論、採決は原則1件ずつ行う。」何か御意見ございませんか。いいですかね。

（「異議なし」の声あり）

はい、37につきましてはこのままでまいりたいと思います。

38、議案等の朗読。何かありませんか。いいですね。

（「異議なし」の声あり）

はい、38につきましてはこの通り決定とさせていただきます。

次に会規39、議案等の説明、質疑及び委員会付託。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

第1項ですけど、ここの「長」は「長い」でいいんですかね。「長提出議案等の説明は町長が行い」というのは、「長」とするならば何か読みにくいですよ。町長の「長」というふうな意味だと思うんですけど。「首長」とか、そういうふうな形の表現に変えたほうがいいのかなんて気はちょっとしたんですけどね。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

自治法でも「首長」の「長」ですね。長提出議案ということになっておりますので、一つの文言として、長提出議案と議会提出議案という相対するものということでの表現ということとさせていただきます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。理事、7項目ありますけども、会議規則は3項までありますよね。そういう区分けは要らないわけですかね。そのまま7でいいんですかね。いいんですね。そういうことだそうですねから御意見ありませんか。いいですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そのために事前に送ってるわけですから。問題点があるんだったら、私達は一週間以上前にもらってますからね。それで発言しますので、少し委員長の文言が多すぎるような感じがするんですね。基本的にはやはり、原案というのは委員長と事務局の方で精査をして私達に提出をしていただいたと、そういうふう理解しておりますので、委員の皆さんが質問がなければ進行していいんじゃないのかなと思っています。

○委員長（岩永政則委員）

分かりました。それぞれの委員は発言をしてください。39についてはこれでいいですかね。

（「異議なし」の声あり）

はい、それではそのように決定をさせていただきます。

会規41、委員長及び少数意見の報告についてありませんか。

（「異議なし」の声あり）

次42ないですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは42につきましては、このとおり決定をさせていただきます。

次に会規43、委員長報告に対する質疑、4項目。

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

意見なしと認めます。43につきましては4項目そのまま入れるということで決定をさせていただきます。

次に会規44、討論表決。7項目ありますが、いいですか。いいですかね。

（「異議なし」の声あり）

なければこの通り決定をさせていただきます。

次に会規45、議決事件の字句及び数字等の整理、1項目ですね。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

ないですね。それでは1項目だけで決定させていただきます。

次に会規46、委員会の審査又は調査の期限、いいですか。これは赤字はなんですか。
富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

赤字は、前回、議長口述を変えたときに説明をさせていただきましたけども、これまでは委員会付託事件の期限については、1件ずつ毎回「いつまでに期限をすることに御異議ありませんか。異議なしと認めます。それでは期限をそうします。」という口述をずっとやってたんですけども、一括して付けることができるということをおの間、全協の方でも皆様に御説明して了承をいただいておりますので、この部分を一応明文化をさせていただきますということで、赤で強調をさせていただきます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定いたします。

次に会規47、委員会の中間報告いいですか。

（「異議なし」の声あり）

無いようでしたら、この通り決定とさせていただきます。

次に会規48、再審査または再調査のための付託、いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは無いようですので、このとおり決定とさせていただきます。

会規49につきましては無いようでございます。以前に配付済みにつきましては、以上をもって終了とさせていただきます。次の50以降につきましては今から配付をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。それではですね今、会規50から95まで配布をいたしましたので、簡単な説明を求めます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

それでは第6章の発言、会規50の方から簡単に説明をさせていただきます。会議規則50条でございますけども「発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる」という会議規則になってございまして、原則全ての発言が登壇義務と。簡単なものは議席でということになってはいますが、その簡単な場合というのが、現状に合わせて、提出議案の説明、委員長報告、少数意見の報告は登壇と。質疑の終了をもって降壇という形を、まず1つ目に決めております。2つ目が「一般質問の1回目は登壇して行い、再質問は質問席から行い」と。現行やってるものを明文化したつもりでございます。3つ目が「質疑、討論、議事進行及び動議の発言は、議席から」4つ目が「質問席議席から発言するときは、起立して行う例である」と。5番目が「（登壇又は）」

と括弧で括ってますけども、これを入れるか入れないか、起立が困難な場合でいいかなと思ってるんですけども、「起立が困難な場合は、事前に議長に申し出て、質問席又は議席から起立しないで発言することができる」というものも現行の申し合わせにございますので、一応こちらの方に引用をさせていただいております。次に会規52の討論の方法でございます。こちらの2項目が委員会に付託した場合しない場合とか、パターンごとの討論の順番を載せています。ただこれは議員必携にも当然載っていることです。敢えて載せるか載せないかというところは結構ですけども、議員の皆さんが一応こういうふうに流れるんだというのが分かっていた方が良いかなということで敢えて載せておりますので不要ということであれば削っていただいてもいいかなということで考えています。下のほうに行きまして、会規の55、質疑の回数のところでございます。まず1項目の一括質疑方式ということで規定の回数まで連続して行くと。皆さん今議場での質疑についてはこういう形で皆さんやっただいておりますので、回数については敢えて会議規則に3回までと書いておりますので、規定の回数まで連続して行くとということで明文化をしております。2項目は当然、提案されていない議題に対しての質疑はできないということと意見要望は慎むということです。会規56発言時間の制限でございますけども、こちら現行の申し合わせの中にも一般質問のところを書いてあります「一般質問の発言時間は答弁を含めて60分以内」という現行申し合わせを、こちらの発言時間の制限というところに持ってきております。そして会規61、一番下ですが「一般質問は定例会においてのみ行う」という現行明文化と「通告書に基づき一括して質問し、それに対する答弁があった後に一問一答方式で再質問を行う例である」と。もちろん通告書にない質問をすることができない（通告外）と書いております。うちの一般質問が一問一答方式っていうふうに言われてますけども、正確には1回目は一括質問をしてるんですね、現行のやり方。最初に一括質問があって、一括答弁があって、そのあとの2回目以降、再質問は一問一答方式を採用してるということです。ここははっきり書いていた方がいいかなと。純粋な一問一答方式というのは、もう最初から一問一答という方法が純粋な一問一答方式ですので、ここははっきり今のやり方を明文化しておいた方がいいかなということで記載をしております。裏の方にまいりますけども、一般質問の流れで4番の下に括弧の1から8がございます。この（1）から（8）は現行申し合わせの2ページの会規則61のところを書いてあるものをそのまま持ってきております。事務局の方からは、赤文字で書いているところを一応気にはしてる場所なんですけど、この辺りをちょっと意識しながら読んでいただければということで考えています。特に今、勝手に事務局サイドで考えますのは、（1）の現行の議運開催日の3日前というこの日にちのところなんですけども、県内の町村議会に一般質問の締め切りをいつにするか聞くと、ほとんどが1週間前なんです。議運の。その1週間前が受け付けの開始みたいなことで大体何曜日って決めていって、時津もそうですけども。時津も、火曜日が本会議の初日で、その前の火曜日が議運。その前の火曜日が一般質問の締め切り。そ

の前の火曜日が、受付開始みたいな形になって、非常に分かりやすいって言ったらおかしいんですけど、とにかく火曜日だと。前の週、前の週、前の週ということですね。特に事務局の手間もあるんですけども、3日前までにいただいて、それから我々は中身を当然目を通して誤字脱字も含めて、チェックをかけていきますけども、やっぱりそこが甘くなると言ったらおかしいんですけど、できれば早目に欲しいというところもございまして、皆さんが3日前でないといけないということになるかどうかその辺りは提案をしたいなということで考えております。それと(3)の「受付開始日時を設け」というところなんですけども、現行、受付初日の9時の時点で複数人となった場合は抽選とするということになってます。9時前に届いたやつは9時の瞬間で3人出とったらその3人の順番を決めるために議長が出てきていただいて、くじ引きで抽せんをして順番を決めています。ただ私はこれが敢えて必要なのかなって思っておりまして、単純に早い者勝ちでいいんじゃないかと。事務局に届いた順で、通告順でいいんじゃないかと。受付開始日を決めるが故に開始時点に揃ったやつの順番を決めるくじをしてる。そのときにわざわざ議長にくじ引きのためだけに来ってもらうということになっておりまして、この抽選に果たして何か意味があるかなと。そのあとは全部届け出順というか、早いもの順になってますから、早いもの順でいいんじゃないかなっていうふうにも考えているところですが、その辺りもどうすべきかというのを考えていただけないかなということ考えています。それと(7)の「早期質問終了の場合は次の質問者が引き続き行う」。以前岩永さんがお休みをとられたときの質問の空白になったときがございましたが、あれはあれでそのままいくか。時津方式だったらもうとにかく前詰めですよ。うちは午前2人午後3人というのを逆に決めてしまってるが故に、もし何かがあったときにはそこがぽっかり空けざるを得ないという形。それはそれでいいということであれば、それで構わないと思いますが、そこもちょっと考えていただければと思っております。(8)ですけども、これが現行申し合わせです。午前2人午後3人で3日間で終わる。そして通告者が15人を超えるときは議運で調整するとなっております。ただ現行、議員定数が削減される前の申し合わせになっておりまして、現行16人の定数で議長がおりながら通告者が15人を超えることはありえませんが、まずこの通告者15人というところは削るべきだということ考えております。結局、質問は原則、午前2人午後3人までで、そうするのであればそう決めるべきだろうということ掲載をしております。それと会規64ですけども、これは説明員の発言取り消し訂正、これも議員に準じて行うことができるということを明文化をさせていただいております。

次、7章の委員会の方にまいります。会規68で委員外議員の発言ということを書いております。会規68は原文でいくと「委員会は審査調査の事件について必要があると認めるときは委員でない議員に対しその出席を求めて説明意見を聞くことができる」と。委員会は委員でない議員から発言の申し出があったら、その拒否を決めるということでございます。委員外議員の出席と発言は委員長権限ではなくて、委員会決定事項である

ということをまず強調すべきだということと、常任委員会の所管事務調査で委員外議員の発言は想定をされないということを書いとくべきと。特に議運における正副議長の扱いを、私がここに来てから正副議長は当たり前のように議運に来て普通に発言をして、意見を言われたりされてるところがあって、確かに議運決定事項をどうだとか、一緒に参加したほうが話が早いし、中身が分かるし、そういう利便性も含めて参加されて今までこられたんだろうということで考えているんですけども、あくまでも委員外議員だよというところは、どこかでやはり線を引いとくべきかなということで敢えて入れておりますので、不要ということであれば削っていただければと考えております。

会規69はそのままで、委員会で修正を出すときには本会議でも修正ができるものがないと、しても意味がないとか、できるものでないと修正ができないということスタートとして委員会では1人でも修正案が出せますよというところを書いております。

会規70以降については読んでいただければ分かると思います。一番下の会規73、所管事務調査ですけども、所管事務調査についてはこのくらいは明文化していた方がいいんじゃないかなと。開会中は委員会独自で自主的にいくらでも行うことができるということと、閉会中は継続調査を議決をもらわないと行うことができないというところがございます。委員の派遣からのところについては現行を明文化というところ。それと、会規74の4ですね。「委員の派遣先が町内または町の執行機関であるときには派遣承認要求の提出を要しない」としております。これは町内現地を、特に産業厚生の方は現地を見たりとかいうことが出てくるんですが、これはもう委員会の議案審議の中で現地を見たりということが現実にあるということで考えておりますので、町内で済むときには派遣要求は要らないという文言でございます。あとはもう読んでいただければということ考えています。そして3枚目の表決の方にまいります。78からでございますけども、表決問題、「議長が採決の宣告をするとき反対討論があれば起立表決、反対討論が無ければ異議がないかを諮る簡易表決」ということ。現行どおりの書き方をしております。今、議長口述についても基本的には反対討論が無ければ意義がないかということで簡易表決に行っておりますので、そのことを書いております。そこから下については目を通していただければということ考えております。下の方に行きまして9章の請願のところでございます。会規89の方は請願の提出のところ、紹介議員になる、ならないのところも含めて、現行の申し合わせも含めて記載をさせていただいております。会規89の4、意見書また決議書の提出を求める請願については、その案を付して行うものとする、これも現行の申し合わせでございますのでそのままいいかなということで残しております。あと、これは恐らく議運ですべきだろうというふうに考えておりますけども、請願と陳情が、やはり今、陳情を請願側に寄せようというふうな空気があるんですが、厳密には請願と陳情というのは全く別物でございますので、請願と陳情を一緒くたにするということは私は想定がされないと考えてます。請願は請願で当然独立ですね。そして陳情の中の重要なものをどう扱うというのは当然出てくるかと思っております。

ども、請願と陳情が、会議規則上、請願の例によるという書き方をしてるんですよ。それで勘違いされるんだと思うんですけども、請願というのは紹介議員があつてですね、これは請願が出てくれば議案にせざるを得ないと。法的にせざるを得ないという部分がありますから。それと陳情をはっきり区別して議論をしていくべきだろうということで考えておりますので、請願の扱いのところについては念入りにというか気をつけて見ていただければなということで考えています。めくっていただいて、会議規則の91、請願文書表の作成及び配布ということになっております。ただこれは、これまで請願文書表を作ってそのあとに、やはり原本があつた方が良くという皆さんの御意見で原本もコピーして配っていると思います。あくまでも請願文書表は大量の請願書印刷の手間を省く建前で採用されておつたということで、原本をくれということであるのであれば、もう端から原本ということにさせていただきたいと考えております。こちらの方は、議員必携に載ってる会議規則の91条、359ページになりますけども、請願文書表の作成及び配布、そしてその次に参考規定で請願書の写しの配付というのがあると思います。請願の原本を要らないということであれば文書表でいいんですが、写しもということになると二重になるので、ここはシンプルにさせていただきたい。これはもう皆さんがどうしたいかを決めていただければと思いますが、写しがいるということであれば写しを配らせていただきたいと思います。それと92条にも影響しますが、ここも請願の委員会付託のところがございますけども、参考規定の方に会議規則を変えるべき、それがいいということであれば変えたほうがいいかなということで、会議規則92も同様ということで書かせていただいております。92はそのままですね。あとは現行を明文化しているということで考えています。それとあと会規93の5、請願者、陳情者を参考で出席を求めることができるということになっておるんですけども、ここについては右側に赤で書いておりますが、現行では無制限に参考人を呼べる条文になっています。参考人を呼ぶと費用弁償の負担が発生するということになってございまして、今の会議規則とか基本条例の考え方でいくと、積極的に請願陳情の参考人に説明をさせるというふうな文言になっているんですけども、極端に言うと北海道の人間が陳情を出してきて、その陳情を取り上げて参考人で呼ぼうとなったときは、北海道からの旅費を負担しないといけないようになるわけです。私は、ここに赤で書いてますけども「真に町の事務に係る町民の請願に限るべき」ということで書かせていただいておりますけども、町議会の本分は町の事務に対して積極的に行うべきでありますので、それが本当に長与町の事務に直接関係して住民に直接影響があるというものであれば、それはもういくらでも呼んで構わないと思うんですけども、その辺りをやっぱり制限をしとかなないと、極端に言うと、どこの誰でも呼べるという形に今なっておりますので、その辺りも頭の中でイメージしていただいて、どうすべきかということも決めていくべきだろうということで考えています。あとは最後の会規95です。陳情書の処理というところがございますけども、ここに書いておりますのが表記によらず請願の記載事項が89でありますけども、そこ

から紹介議員だけが欠けたものが陳情と、それ以外要件を満たさないものは全てその他要望として一括りにするという文言でございます。2項目が一般陳情について町の権限に属するもの以外は、皆に写しを配布するというように書いております。この取り扱いは議運で決定をするということを書かせていただいております。「陳情書は参考配布、要望書その他必要なものは議長判断」と、これは現行申し合わせを持ってきております。特に請願のところについての取り扱いについては、実際どうすべきかということについては議論を詰めていただければということと考えております。説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

それでは説明終わりましたので、お互い持ち帰って御検討いただきまして、次回にまた検討をしていきたいと思っております。特別に何か質問ありませんか。いいですか。なければ以上で基準等についての打ち合わせを終わりたいと思っております。次回は7月の19日、開議通知を出しておりましたとおりでございますので、9時半からですね。よろしくお願いをしたいと思います。それから、今日の議会運営委員会の議題に上げております所管事務調査について事務局長に説明をさせますのでよろしくお願いをしたいと思います。事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

お疲れさまです。所管事務調査の件について少しお話をさせていただきます。資料はホッチキス留めのもの、クリップで綴った4種類のものがあるかと思っております。まず最初のやつですね。議会運営委員会所管事務調査という、いつもお配りしてるようなパターンでちょっと簡単なしおりを作りましたので、当日はこれを持って来ていただいてメモ等をとっていただければと思っております。2つ目に、現地報告というもののコピーがありますけれども、これは地方議会人の6月号に、ちょうど今回2日目に訪問させていただきました茨城県の境町の方の記事が載っておりましたので、コピーをとらせていただきましたのでこれも事前に目を通していただければと思っております。雑誌の投稿には、なかなか大変だったこととか難しかったこととか苦労話等はあまり書かれていないと思っておりますので、現地行ったときはその辺も踏まえまして、いろんな失敗談も含めまして質問等していただければよろしいかなと思っております。3枚目、これは一覧ということで日にち別に飛行機の時間と現地での秦野市議会、境町議会、富士見市議会にどういうことを勉強させていただくか項目だけを上げております。4枚目が、今のところのスケジュール、行程表なんですけれども、当初1日目と3日目は空港に関してはリムジンバスを使おうと想定してたんですけれども、どうしても乗り換えの時間とかがなかなか厳しいようですので、すみませんが電車の乗り換えということで移動しようと考えております。そして、あと別冊のこのホッチキス留めですね。秦野市議会、1日目のところなんですけれども、ここが基本条例と会議規則と申し合わせと全部一緒にホッチキスで留めておりますけれども、是非目を通していただいて、これが何故送ってきたかと言いますと、これメールで来たんですけれども、所管事務調査のときに具体的にいろんな質問を

事前にお受けしたいということで、それに対して向こうの方もスムーズな回答ができるように資料を準備したいということでしたので、申し訳ないんですけども各委員におかれましては、今週末の金曜日までに秦野市、先程の一枚ものありましたけれども、所管事務としては議会の災害対応とか、議会運営委員会の位置付けとその運営、そして会議規則の運用基準等という3つの項目で、一応勉強させていただく予定になっておりますので、この項目につきまして各委員2つないし3つ、申し訳ないんですけども、どういことを聞きたいとかそういった項目を、事務局の方にファクスとかメールとか箇条書きで構いませんので提出をお願いしたいと思います。それをまとめまして来週月曜日に秦野市議会さんの方に、こういったことを勉強させていただきたいという、少し具体的な内容を連絡を入れたいと思っております。それと1番最後になりますが、前回、1日目と2日目、夕飯は各自個別でそれぞれということでしたので了解をいただいたと思っております。1日目はホテルにチェックインをしたあとの解散になるかと思っておりますが、2日目は例えば境町議会から新宿まで戻る途中に、例えば新橋に寄って食事をしたいとか、有楽町で食事をしたいとかいう方もいらっしゃると思っておりますので、途中離脱する場合は委員長に一言申し入れていただいて離脱をしていただいて、わざわざ2日目は新宿駅まで戻る必要は必ずしもございませんので、よろしく願いいたします。それと昼食の件です。昼食は1日目2日目は所管事務調査の前にとるという形になりますので、すいませんが、これは皆さん御一緒にということで秦野駅の近辺あるいは2日目は境町役場の近辺のお店を人数分だけ一応席の予約はしようと思っております。それと1番最後の日、31日なんですが、埼玉県富士見市役所市議会での研修が終わるのが12時の予定です。本来ならばそこで昼食なんですが、羽田空港からの帰りの飛行機の便と移動時間がちょっと余裕がそんなにはありませんので、申し訳ないんですが、今の行程では、とりあえず羽田空港に行って着くのが2時頃になると思っておりますが、羽田空港で各自食事をとっていただいて、あるいはお土産を買っていただいて飛行機に搭乗するという形をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。繰り返しになりますが、先程言いましたように今週末12日までに、特に秦野市役所の方はこの別冊の分厚いホッチキス留めの資料を見ていただいて、質問事項等2、3ずつで構いませんので、事務局の方をお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

何か質問ありませんか。いいですかね。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

昼食の件で、わざわざ2時から4時までと書かなくても、空港で2時間もあるんだから手前の方に先送りできないんですか。昼食だから別に問題ないけど。どこで食べてもね。時間的な余裕が空港で2時間も要るのかな。2時に着いて4時でしょ。そしたらもう少し富士見に居て。列車が無いということ。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。日程的にはいいですかね。それでさせていただきます。それから先程局長からありました各項目が3点、2点ずつありますけども細部についてのそれぞれ1問ないし2問ずつですね、出してくれということですので、お忘れなきよう、よろしく願いをいたしたいと思います。

局長。

○議会議務局長（谷本圭介君）

行程に関してですけども、先程参考意見をいただきましたので3日目、富士見市役所の所管事務調査が終わりましたら、市役所周辺で皆さんと一緒に食事を取ってそれから羽田空港に向かいたいと思っております。それと、しつこくて申し訳ないんですが、秦野市役所、質問事項は申し訳ありませんが今週末12日までによろしく願いいたします。一応基本的に電車移動を想定しておりますので、皆さんも既にお持ちかと思うんですけどSuicaとかSUGOCAとかICカードですね。あれを事前に、恐らく7,000円ぐらい入れておいていただくと間違いなくどこもスムーズに通ると思いますんで、もう一度金額の確認をして御連絡をしたいと思っております。よろしく願いいたします。それと調整をいたしますけれども、空港で搭乗券をお渡しするときに、一部は事前の返還金ということで、金額まだ幾らになるか分かりませんが、少しお金の方は先にお渡しといて、視察が終わりましたらまた翌週までに精算という形をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、所管事務調査についてはこれで終わりたいと思います。

もう1点、追加でその他で私の方から皆さん方にお聞きをしたいなと思っておりますのが、議会運営委員会の運営についてであるわけです。昨年、一昨年の2か年は、例えば5月27日に委員会を開催をしましたですね。要するに議会前の1週間前の月曜日に議会運営委員会を開催して、議会運営についての検討いただくということを決定をいただくようにしておりますが、これはお持ちでないと思いますので、私申し上げますと、5月27日の開会をしますと、冒頭にあいさつを議長並びに町長があいさつをして、そして事件について協議をいただきます。第1点は、令和元年第2回長与町議会定例会についてということで、即、会期日程について、それから議案の説明、それから議事運営ということで2年前からこの形で進めてきたと思います。ところがその以前は、竹中委員もちょうどおられますけども、副議長もそうだと思いますけども、河野委員もそうだと思いますけども、議会運営委員会の議会の前の1週間前の委員会では、その2年以前の前は議会運営委員会だけで最初会をして、会期はこうなんです。議案はこういうものが出

ておるんですよと。だから会期はこういう形で今、配付のとおり考えておりますけどもいかがでしょうかという、そういう検討の時間を冒頭に入れておりましたよね。それをもう同じようなことではないのということから、議会運営委員会の独自の会をせずに今一緒に冒頭からぼつと執行側も呼んで、先程言ったような冒頭に議長町長の挨拶をしてすぐ議題に入っていったと。いうことが2年前からなんでね。だから果たしてそれで議会運営委員会の独自性がいいかなと。もう少しその理事者が来る前に協議をして、話し合いするような時間を持つべきじゃないのかなという意見も考え方もあろうというふうに思ったものですから、皆さん方の意見を聞いてね、いやいやもう前回の5月のでいいよということであれば、それで進めていきたいなと思うんですけども。私の今言ったことを理解できますかね。理解いただくとすると、ちょっと御意見を伺いたいなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

それでは暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは議会開会の前議会議会運営委員会については、近年行っているような形式で決定をさせていただきます。

皆さん方から何かないようでしたら会議を閉じたいと思いますがいいですか。それでは以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

今回は7月19日の9時半からですね。よろしく願いをいたします。終わります。

(閉会 11時45分)